

特定非営利活動法人日本臨床歯周病学会  
認定医制度施行細則

- 第1条 特定非営利活動法人日本臨床歯周病学会認定医制度規則（以下「規則」）の施行にあたって、同規則に定められている事項以外は、次の各条に従うものとする。
- 第2条 規則第7条に規定する小委員会の目的、業務および委員定数は認定医審議委員会で決定する。
- 第3条 規則第8条における認定医の認定は、次の各号に該当する者であって、認定医審議委員会の審査で合否を判定し、理事会の議を経て行う。
- (1) 原則として日本の歯科医師の免許証を有する者。  
個々の事例については認定医審議委員会で協議し、理事会で決定する。
  - (2) 通算3年以上歯周治療にたずさわった者で、本学会の認める研修施設で通算3年以上研修をうけた者。
  - (3) 認定医の申請時において継続して3年以上の学会会員歴を有する者。
  - (4) 年次大会・支部教育研修会への参加が直近の3年間で3回以上である者。（年次大会を2回含む）ただし海外留学等で日本に不在の場合は、認定医審議委員会で申請資格の有無を判断する。
  - (5) 認定医教育講演を2回以上受講した者。  
年次大会における特別講演を認定医教育講演とする。また、支部教育研修会において、認定医審議委員会が認めた講演を認定医教育講演とする。
  - (6) 認定医申請時に教育研修単位が30単位以上の学会会員である者（附表1）。
  - (7) 認定医審査に合格した者。
2. 認定医審査については別に審査施行細則を定める
3. 本学会会員で日本歯周病学会認定歯周病専門医及び海外大学歯学部大学院において歯周病専門プログラムを修了しているものは認定医審査施行細則第4条の認定医審査は免除する。  
但し、歯周インプラント認定医制度暫定期間は、第3条1項の(2)～(7)の各号への該当は免除する。
- 第4条 規則第9条により「認定」された者は、あらかじめ登録料を納付しなければ認定医認定証の交付を受けることができない
- 第5条 規則第10条に規定する研修施設は次の要件を備えており、かつ、学会において認定された施設とする。
- (1) 指導医が一名以上いること。
  - (2) 教育研修の実施に必要な設備、人員を有していること。
  - (3) 学会が認める研修カリキュラムを実施していること
2. 研修施設の認定を申請する責任者は、次の各号に定める書類を認定医審議委員会に提出しなければならない。
- (1) 研修施設申請書
  - (2) 研修施設の概要
  - (3) 指導医の在籍証明書
  - (4) 研修カリキュラム

認定医審議委員会が必要と認める場合は、当該施設の実地調査をすることができる。

第6条 細則第5条に規定する研修カリキュラムは次の各項を含む。

1. 歯周組織の構造と機能 2. 歯周病の病因と分類 3. 歯周病の検査、診断、治療計画の立案 4. 歯周基本治療 5. 歯周外科手術 6. 歯周病患者の補綴処置 7. 高齢者と有病者の歯周治療 8. メインテナンス

第7条 規則第15条に関し、止むを得ない理由で更新の申請ができないと認定医審議委員会が認めた場合には、その理由が消滅した時点に遡及し申請することができる。

2. 未更新による認定医資格喪失者が再び認定医を申請するときは、手数料を添え未更新の理由および申請のための必要書類を提出し、次の各号のいずれかで審査をうけなければならない。

(1) 認定医試験(1症例を発表し口頭試問)

(2) 症例報告による審査〈書類審査〉(メインテナンスまで進んだ4症例)

3. 認定医で65歳を過ぎた者、または更新を4回以上行ったものは、生涯研修単位を取得しなくても更新を申請することができる。ただし、更新料は継続して支払うこと。

第8条 規則第13条における、認定医更新の生涯研修単位基準は、附表2に定める生涯研修単位の合計単位による。所定の研修単位は5年で研修会出席は60単位以上とする。研修会出席は日本臨床歯周病学会年次大会・支部教育研修会への参加を5年で5回以上(年次大会3回を含む)であることを必須条件とする。

第9条 認定医の認定更新を申請しようとする者は、手数料を添え認定更新申請書と認定医研修記録簿を認定医審議委員会に提出しなければならない

2. 認定医更新の申請は、更新時の1年前から行うことができる。

第10条 この制度の施行に関わる諸手数料を次のように定める。

1. 認定申請料 2万円

1. 登録料 4万円

1. 更新手数料 2万円

但し、歯周インプラント認定医制度暫定期間中で、第3条3項を準用して本学会認定医となったものは、認定申請料および登録手数料を次のように定める

1. 認定申請料 + 登録料 2万5千円

第11条 この細則の変更は理事会の承認を経て、総会での報告を必要とする。

## 附 則

本施行細則は、平成15年6月28日から施行する。

本施行細則は一部改正し、平成18年6月17日より施行する。

本施行細則は一部改正し、平成19年4月1日より施行する。

本施行細則は一部改正し、平成22年4月1日より施行する。

本施行細則は一部改正し、平成22年9月26日より施行する。

本施行細則は一部改正し、平成24年9月2日より施行する。

本施行細則は一部改正し、平成25年6月14日より施行する。

本施行細則は一部改正し、平成26年9月7日より施行する。

本施行細則は一部改正し、平成 27 年 9 月 6 日より施行する。

本施行細則は一部改正し、平成 30 年 5 月 27 日より施行する。